

# いのちと健康 ニュース

NO. 47

1993年 9月 1日  
愛知働くもののいのちと健康を守るセンター  
名古屋市中区平和二丁目2番3号  
高齢者労働会館5F TEL.FAX 052-322-0406  
編集発行責任者 中原 東四郎

## 特集

10月1日～7日

## 全国労働衛生週間

9月1日～30日は準備月間です

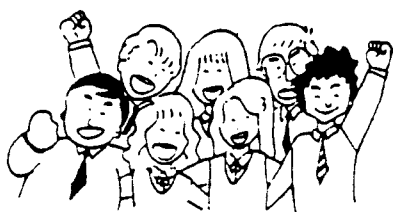
労働者の健康保持増進の3本柱

- ①作業環境を良好な状態に維持管理すること  
(作業環境の管理) 64条
- ②作業を適切に管理すること  
(作業の管理) 65条
- ③労働者の健康状態を的確に把握し必要な措置を講ずること  
(健康の管理) 66条

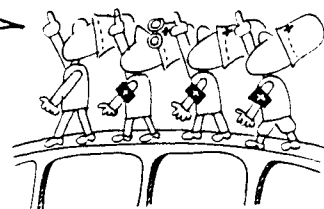
上記の3つの管理が総合的に推進されることにより労働者の健康の保持増進が図られることを明確にするため、事業者は、労働者の健康に配慮して、労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない。(S.63.9.16労働省労働基準局長・発基第84号)

## 労働組合で職場点検計画(チェックプラン)をつくろう!

1. 「快適職場指針」(事業者が構すべき快適職場の形成のための措置に関する指針) H.4.7.1 労働省告示59号
2. 「健康保持増進指針」(事業場における労働者の健康保持増進のための指針)
3. 「健康診断」労働安全衛生規則第44条
4. 「VDT作業のための労働衛生上の指針」
5. 「安全衛生教育の実施」
6. 以上のほかに業種ごとに安全指針・基準があります



みんなでつくり  
ゆとり  
健康  
快適職場



天理大学・健康管理学・近藤雄二氏

## 労働者自身が職場を見る目を養おう

第3回 労働医学研究所総会

4/17、労働医学研究所は第3回賛助会総会を開催しました。

記念講演として、「快適化」をめざした労働安全衛生活動——快適職場ガイドラインの活用の視点——と題して天理大学・健康管理学助教授の近藤雄二先生にお願いいたしました。

以下は、近藤先生の講演です。

職場における安全衛生活動の新しい流れ、すなわち、「快適化」を実現する法的根拠と、それをもとにどういう視点で活動をすすめたらよいかについて話をしたい。

「快適化」という言葉はとってつけたように出てきたわけではない。

1972年、労働基準法第5章「安全・衛生」にかかわる部分をぬきだして労働安全衛生法が制定されたとき、法の第1条に「労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を促進することを目的とする」とあるように、人たるに価する生活を営むための最低基準のみでなく「快適化をめざす理念」が初めて書かれた。

しかし、「快適化」の内容については具体的にはふれられず、理念にとどまっていた。

労働安全衛生法は、労働者のいのちと健康を守る責務が「事業者」にあることを明確にしている。

✓この事業者の責務は、労働者への注意の喚起や衛生教育というような労働者の意識高揚を通じてでなく、「労働条件の改善を通じて」なされる必要があるとされている。

同時にこの法律は、労働者には、自分たちの健康を守ってゆくための権利として、「安全衛生委員会に参加する権利」「事業者の法令違反を労働基準監督署に申告する権利」「労働安全衛生法を知る権利」の三つの権利があることを認めている。

しかし、「法の上に眠るものは、法で保護せず」といわれるように、労働者自らが基本的な権利を要求・行使しないかぎり、職場の安全衛生体制・対策が形骸化されてゆくのは言うまでもない。

そうした形骸化がされる素地は、法のなかで安全衛生対策の原動力・推進者は「事業者」であり、労働者を事業者が行う安全衛生対策に受身的に協力・順守させるだけの存在に押しとどめようとする労働者の位置づけにもあった。

労働者自身が職場を見る目を養っていかねばいけない。

(NO. 48 につづく)

(6/1付「労働医学NewsNO. 14」転載)

※ 裏面に

「第4回 いのちと健康を守る学校」

「愛知健康センター第3回総会」

のお知らせを掲載してあります

加盟組合・団体では活動日程に入れてください。

## 第4回 いのちと健康を守る学校

恒例のいのちと健康を守る運動の専門家・相談員の養成をめざす学校です。労働組合・民主団体の取り組みとして参加者の御推奨をお願いします。

日時……………10月23日(土) 午後2時開講

10月24日(日) 12時30分終了

会場……………「犬山館」(名鉄犬山線「犬山遊園」駅下車、徒歩5分)

参加費……………5000円(資料代等) 当日受付でお受けします。

宿泊費……………10000円(1泊2食) 当日受付でお受けします。

定員……………70名

申込み……………10月16日(土)までに氏名と所属団体名をFAX・TELで事務局まで御連絡ください。(FAX・TEL 052-322-0406)

~~~~~  
日程と時間は次のとおりです。

(第1日) 10月23日(土)

午後2時～6時30分

1. 講義「人間らしく生き働くための労働者の権利」

講師 西谷 敏 (大阪市立大学法学部教授)

2. 講義「『改正』労働基準法の問題点と今後の課題」

講師 佐久間 信司 (名古屋第一法律事務所・弁護士)

夕食後に、交流会をもちます。

(第2日) 10月24日(日)

午前9時～10時50分

愛知働くものの  
いのちと健康を守るセンター 第3回 総会 を開催します

午前11時～12時30分

3. 講話「いのちと健康を守る運動の発展のために」

山田 信也 (名古屋大学医学部教授)

4. 修了証授与・閉会挨拶

※ 加盟団体の労働組合・民主団体は、「第3回総会」にはぜひ代表または、安全衛生担当者の参加をお願いいたします。

ご意見・提案等ありましたら文書(100枚)で事務局にお届けください。

なお、非加盟団体の協力組合・民主団体からの参加も歓迎いたしますのでお申し出ください。

「名古屋過労死を考える家族の会」

## 裁判傍聴で支援しよう！

裁判日程（家族の会ニュースNO. 27）

名古屋地裁（11F・1101号法廷）

8/9 （月） am10:15 ～松井さん第1回

8/18 （水） am10:00 ～鈴木（美）さん

8/23 （月） am10:00 ～渡辺（亘）さん  
名高裁 10F

9/1 （水） pm1:30 ～鈴木（俊）さん

9/1 （水） pm3:00 ～柏木さん

9/1 （水） pm4:00 ～北口さん

9/17 （金） am10:00 ～安保さん

9/24 （金） pm3:00 ～渡辺（光）さん

9/29 （水） am10:30 ～植松さん

10/13 （水） pm1:10 ～植松さん

10/15 （金） pm1:30 ～永須さん

~~~~~  
※ 変更になることもありますので  
おでかけ前にお確かめください。

裁判所案内 052-203-1611  
~~~~~

※『家族の会』からの御礼

労働大臣宛の「要請署名」について  
愛労連幹事会のご支援をいただきあり  
がとうございました。

私たちも頑張りますのでよろしく  
お願いします。

〔愛労連〕1994年運動方針（案）

## いのちと健康を守るたたかいの方針

9/4～5、定期大会で提案

（8）いのちと健康を守るたたかいの  
前進をめざして

①安全衛生問題の学習会を開催します。

②職場の安全衛生権利闘争をすすめる  
ために、安全衛生権利月間を11月に設  
定しとりくみます。

その運動の一つとして典型的な職場  
を選んで安全衛生について実践的な学  
習をします。

③過労死・労災・職業病の運動の勝利を  
めざす運動の充実と共同の拡大をはか  
ります。

愛知から過労死をなくすために、  
長時間・超過密労働の実態を告発する  
シンポジウムを開催します。

また、シンポジウムでの実態の告発  
と夜勤回数や残業規制などについて、  
関係官庁への要請行動、企業への申し  
入れ、宣伝行動などを取りくみます。

④「働くもののいのちと健康を守るセン  
ター」の運動の充実と拡大をはかりま  
す。

⑤「病院で死ぬとき」映画上映の成功を  
めざします。

愛労連も参加した上映実行委員会が  
つくられました。9月から自主上映  
の準備がすすめられています。日程が  
具体化され次第とりくみます。

⑥いのちと健康を守る対策委員会を設置  
し、単産・単組の安全衛生活動の充実  
をはかります。